

4 被 保 険 者

被保険者は練馬区に住所を有する40歳以上の区民である。年齢により、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に分けられる。

(1) 第1号被保険者

平成13年3月末現在、第1号被保険者は103,078人（外国人第1号被保険者439人を含む。）である。

練馬区の人口663,116人に対する第1号被保険者の割合は15.5%である。

第1号被保険者数（平成13年3月末）

（単位：人）

年齢	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～	合計
人数	36,946	28,038	18,261	10,791	6,029	2,386	552	75	103,078

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

第1号被保険者の資格の取得内訳（単位：延べ人数）

	65歳到達	転入	その他	合計
12年度	8,080	1,292	32	9,404

第1号被保険者の資格の喪失内訳（単位：延べ人数）

	死亡	転出	その他	合計
12年度	2,905	1,471	115	4,491

※「その他」とは、適用除外施設への入退所者等である。

(2) 第2号被保険者

第2号被保険者は、練馬区民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。なお、区民部調整の「練馬区町丁別男女別年齢別人口一覧（平成13年1月1日現在）」でみると、40歳以上65歳未満の人口は、約21万1千人である。

第1号被保険者とは異なり、初老期痴ほうなどの老化による病気（特定疾病）が原因で介護が必要となった場合に限り、介護保険サービスが利用できる。

(3) 特例被保険者

原則として練馬区に住所のある人が練馬区の被保険者となるが、制度上以下の特例が設けられている。

(a) 住所地特例被保険者

練馬区に住所を有している被保険者が、他区市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。

(b) 他住所地特例被保険者

(a)の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の介護保険施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

(c) 適用除外施設入所者

身体障害者福祉法の身体障害者療護施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

第1号被保険者の特例被保険者数

(単位：人)

	住所地特例者	他住所地特例者	適用除外施設入所者
12年度	334	38	21